

社団法人 国際商事法研究所

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人国際商事法研究所（以下「本所」という。）の常勤役員の報酬および費用について必要な事項を定める。

(意義)

第2条 本規程における役員報酬とは、本所が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員報酬は、理事会で決定し、総会の承認を経て支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は年俸とし、別表に掲げる額を上限とする。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は月割とし、職員給与の支給日に支給する。

- 2 税金、社会保険料等および本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときの役員報酬は日割計算により支給する。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

平成19年5月22日制定

平成22年5月25日改定

平成 23 年 3 月 29 日改定  
本規程は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

[別表] (役職) 常務理事 (報酬上限額) 2,400 万円